

令和7年1月始良市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時：令和7年1月31日(金) 午後1時30分～午後3時20分
2. 開催場所：始良市役所 本館4階 入札室
3. 出席委員：農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

1 番	杉尾 敏憲	1 1 番	本村 正一
2 番	白尾 親昭	1 2 番	坂元 廣幸
3 番	岩元 律子	1 3 番	牧野田 隆平
4 番	森山 良久	1 4 番	松元 信道
5 番	山下 妙子	1 5 番	平 富士夫
6 番	市野 たつ子	1 6 番	内飴 達也
7 番	猶木 悟	1 7 番	西 泰行 (欠席)
8 番	市蘭 由美子	1 8 番	宮原 千年
9 番	大重 孝司	1 9 番	夏田 恒
1 0 番	小長野 誠		

農地利用最適化推進委員

1 番	上福元 克己	7 番	橋本 好文
2 番	長野 洋一	8 番	比良 文識
3 番	松永 政裕	9 番	内村 幸雄
4 番	松元 健一		
5 番	池端 隆志	1 1 番	扇蘭 弘行
6 番	堂前 澄男	1 2 番	柚木 利雄

4. 議事日程

01. 議事録署名委員の指名
02. 会議書記の指名
03. 議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
04. 議案第2号 農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定について
05. 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
06. 議案第4号 農地転用事業計画変更申請について
07. 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
08. 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
09. 議案第7号 農地の利用目的変更届について
10. 議案第8号 非農地証明願について
11. 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(貸借)について
12. 農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
13. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 事務局長補佐兼農地係長 事務局長補佐兼振興係長
農地係主事 振興係主任主査

事務局	姿勢を正してください。一同礼。
議 長	ただいまから、令和7年1月、 始良市農業委員会 総会を、開会いたします。出席農業委員は、19名中18名で、定足数に達しておりますので、本総会は、成立しております。 ——— 会務報告 ———
議 長	まず、会務報告について、事務局からの報告を求めます。
事務局	〔事務局 報告〕
	——— 日程第1 議事録署名委員の指名 ———
議 長	次に、日程第1、始良市農業委員会 会議規則 第17条第2項に規定する、議事録 署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 『異議なし』
議 長	それでは、農業委員9番、農業委員10番に、お願いいたします。 ——— 日程第2 会議書記の指名 ———
議 長	次に、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記 には、事務局職員の、局長補佐兼農地係長と、局長補佐兼振興係長を、指名いたします。これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこと、となっております。該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案 終了後に入室、着席していただきます。なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくをお願いいたします。

—— 日程第3 議案第1号 ——

議 長

それでは、日程第3、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。1番から51番について、事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について説明します。公告予定日は1月31日で、契約の始期は令和7年3月1日をそれぞれ予定しております。契約年数につきましては、1年間で1件、2年間で2件、3年間で1件、4年間で1件、5年間で17件、6年間で1件、10年間で28件で合計51件で十七万、三百八㎡となっております。内容につきましては、総会資料の2ページからありますので、ご確認ください。なお、総会資料の11ページ50番が16番農業委員、51番が15番農業委員、の関連する議案となっております。つきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の裁決に参加できませんので、よろしくお願いします。以上、第1号議案の説明を終わります。

議 長

これより、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から51番について、質疑に入ります。なお、50番と51番については、議事参与制限により、本日の総会に、それぞれ、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。まず、1番から49番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。

委 員

「質疑・意見なし」

議 長

それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から49番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

〔賛成多数〕

議 長

賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から49番については、原案のとおり決定いたしました。それでは、50番の関係者、農業委員16番の退席をお願いします。

委 員	(委員 退席)
議 長	これより、５０番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第１号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、５０番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第１号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、５０番についても、原案のとおり決定いたしました。農業委員１６番の着席をお願いします。
委 員	(委員 着席)
議 長	それでは、次に、５１番の関係者、農業委員１５番の退席をお願いします。
委 員	(委員 退席)
議 長	これより、５１番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第１号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、５１番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第１号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、５１番についても、原案のとおり決定いたしました。農業委員１５番の着席をお願いします。

委 員	(委員 着席)
	—— 日程第4 議案第2号 ——
議 長	それでは、日程第4、議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について、議題に供します。1番から3番について、説明をお願いします。まず、1番について、事務局からの説明を求めます。
事務局	それでは、議案第2号農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についてご説明します。総会資料は12ページです。今月の件数につきましては、3件です。それでは、1番を説明します。譲受人は〇〇です。譲渡人が〇〇との所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田〇〇番登記地目田面積1,548㎡です。対価につきましては、総額〇〇〇,〇〇〇円で、10アール当たりの単価が〇〇〇,〇〇〇円、ということで決定いたしました。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員2番に経過報告をお願いします。
委 員	はい、農業委員2番です。農地のあっせん報告をいたします。加治木町木田〇〇番田1,548㎡について、令和6年12月26日午前10時より、始良市役所本庁4階入札室において、譲渡希望者〇〇と、譲受希望者〇〇、あっせん担当委員として、私と11番推進員、15番農業委員、事務局職員の立ち合いのもと、あっせんを行いました。結果につきましては、田が1筆で、面積が1,548㎡で、10アール当たりに換算すると、〇〇〇,〇〇〇円で、総額〇〇〇,〇〇〇円で無事成立いたしました。なお、今後の手続きについては、嘱託登記により事務局で、所有権の移転登記を行う予定となっています。以上で農地あっせんの報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局からの説明を求めます。
事務局	それでは、2番を説明します。譲受人は〇〇です。譲渡人が〇〇との所有権移転です。申請地の所在は、三拾町〇〇番登記地目畑面積106㎡です。対価につきましては、総額〇〇,〇〇〇円で、10アール

議 長 委 員 議 長 事務局 議 長 委 員	ル当たりの単価が〇〇〇,〇〇〇円、ということで決定いたしました。以上です。 ただいまの説明に関連して、農業委員１５番に、経過報告をお願いします。 はい、農業委員１５番です。農地のあっせん報告をいたします。三拾町〇〇番畑１０６㎡について、令和７年１月７日午後１時より、始良市役所本庁４階会議室において、譲渡希望者〇〇と、譲受希望者〇〇、あっせん担当委員として、私と７番推進員、４番農業委員、事務局職員の立ち合いのもと、あっせんを行いました。結果につきましては、畑が１筆で、面積が１０６㎡で、１０アールあたりに換算すると、〇〇〇〇,〇〇〇円で、総額〇〇〇,〇〇〇円で無事成立いたしました。なお、今後の手続きについては、嘱託登記により事務局で、所有権の移転登記を行う予定となっています。以上で農地あっせんの報告を終わります。 次に、３番について、事務局からの説明を求めます。 それでは、３番を説明します譲受人は〇〇です。譲渡人が〇〇との所有権移転です。申請地の所在は、中津野〇〇番登記地目田面積１５０㎡です。対価につきましては、総額〇〇,〇〇〇円で、１０アール当たりの単価が〇〇〇,〇〇〇円、ということで決定いたしました。以上です。 ただいまの説明に関連して、農業委員１５番に、経過報告をお願いします。 はい、農業委員１５番です。農地のあっせん報告をいたします。中津野〇〇番田１５０㎡について、令和７年１月７日午後２時より、始良市役所本庁４階会議室において、譲渡希望者〇〇と、譲受希望者〇〇、あっせん担当委員として、私と５番農業員、７番推進委員、事務局職員の立ち合いのもと、あっせんを行いました。結果につきましては、田が１筆で、面積が１５０㎡で、１０アールあたりに換算すると、〇〇〇,〇〇〇円で、総額〇〇,〇〇〇円で無事成立いたしました。なお、今後の手続きについては、嘱託登記により事務局で、所有権の移転登記を行う予定となっています。以上で農地あっせんの報告を終わります。
---	--

議 長	これより、議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についての、1番から3番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第2号 農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についての、1番から3番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についての、1番から3番については、原案のとおり決定いたしました。
———— 日程第5 議案第3号 ————	
議 長	次に、日程第5、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から6番について、説明をお願いします。まず、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第3号 農地法第3条の規定による、許可申請の処分決定について、ご説明します。総会資料は、13～14ページです。今月の申請件数につきましては、6件となっております。先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから調査書がございますので、審議の参考として下さい。それでは、まず、1番について説明します。譲受人〇〇、譲渡人〇〇で申請地は、永瀬の田が1筆面積が1,579㎡で売買による所有権移転です。以上で、1番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員7番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、7番推進委員です。調査報告いたします。令和7年1月16日、譲受人宅を訪問し、譲受人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は、2名。農業用機械は、一式揃っていらっしゃる

	ました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き2番につきまして説明します。譲受人〇〇、譲渡人で申請地は、田が2筆面積が362㎡で売買による所有権移転です。以上で、2番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員14番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、14番農業委員です。調査報告いたします。令和7年1月16日、現地を訪問し、譲受人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、現在県外に居住していますが、譲渡人の家屋と一括購入し、果樹と野菜を栽培されるということです。労働力は、夫婦2名。農業用機械は、近いうちに管理機を購入されるということです。他の機械についても購入予定とのことでした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き3番につきまして説明します。譲受人〇〇、譲渡人〇〇で申請地は、蒲生町下久徳の田が2筆面積が641㎡で売買による所有権移転です。以上で、3番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員4番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、4番推進委員です。調査報告いたします。令和7年1月15日、現場にて、譲受人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は蒲生高校から南東に250mに位置し、641㎡の田です。譲受人と譲渡人は、兄弟で売買による所有権移転です。譲受人は、今回の取得と合わせて4,397㎡を耕作しています。農業用機械は、トラクター1台、乾燥機1台、田植え機1台、軽トラ1台、刈払機2台です。労働力は夫婦2名です。当申請は、農地法第3条第2

	項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き4番につきまして説明します。譲受人〇〇、譲渡人〇〇で申請地は、加治木町西別府の畑が2筆面積が990㎡で売買による所有権移転です。以上で、4番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員9番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、9番推進委員です。調査報告いたします。令和7年1月17日、譲受人宅を訪問し、譲受人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は、夫婦2名。農業用機械は、トラクター、管理機、軽トラを持っています。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き5番につきまして説明します。譲受人〇〇、譲渡人〇〇で申請地は蒲生町下久徳の畑が1筆面積が498㎡で売買による所有権移転です。以上で、5番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員4番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、4番推進委員です。調査報告いたします。令和7年1月15、現地にて、譲受人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は横尾口団地から東へ150メートルの所に位置し、畑が1筆498㎡で自宅の隣接地の畑です。譲受人は、6反の稲作と今回購入の家庭菜園の農業です。利用目的は野菜を耕作し、自家消費をすることです。経営面積は合計6,576㎡です。農業用機械は、トラクター2台、管理機1台、乾燥機1台、刈払機1台です。労働力は、夫婦2名。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。

議 長	次に、6 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き 6 番につきまして説明します。譲受人〇〇、譲渡人〇〇で申請地は、加治木町木田の田が 1 筆面積が 1, 6 7 8 m ² で売買による所有権移転です。以上で、6 番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 2 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、2 番農業委員です。調査報告いたします。令和 7 年 1 月 1 8 日、申請地にて、代理人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は長年休耕地となっており雑草が生い茂っておりました。購入後は、耕うんし、家畜等の飼料を植え付けるとのことでした。労働力は、2 名。農業用機械は、トラクター、防除機、刈払機、軽トラック等を所持されておられます。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 6 番について、質疑に入ります。1 番から 6 番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 6 番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 6 番については、原案のとおり決定いたしました。
議 長	——— 日程第 6 議案第 4 号 ——— 次に、日程第 6、議案第 4 号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可について、議題に供します。1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局	それでは、議案第４号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可について説明いたします。総会資料１５ページです。今回の申請件数は１件です。当初計画者は〇〇、事業継承者は〇〇、申請地は平松の畑、４５０㎡です。当初山林として令和５年９月５日付で５条申請許可を得ておりましたが、今回資金繰りのために事業継承者〇〇に事業継承し、引き続き山林として使用する事業計画変更となっております。なお、この案件につきましては、議案第６号の１０番で農地法第５条の同時申請となります。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員１２番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、１２番農業委員です。農地区分は第２種農地ですが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、〇〇から南東に約４００ｍです。被害防除現況としましては、東が山林、西が山林、南が山林、北が宅地・畑です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第４号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、１番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第４号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、１番については、原案のとおり意見決定と許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第４号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、１番については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。

	—— 日程第 7 議案第 5 号 ——
議 長	次に、日程第 7、議案第 5 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第 5 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は 16 ページになっております。今月は 1 件となっております。それでは 1 番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、申請地は東餅田の田が 2 筆で、面積は、710㎡です。農地区分は第 3 種農地で、転用目的は、駐車場になります。申請地は既に駐車場として利用しているため是正したいとのことです。参考資料の 8 ページに始末書が添付されております。内容としましては、令和 4 年に農地法を理解しないまま駐車場として転用した旨が記載され、今回追認で農地法の許可を得ようというものです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連し、農業委員 9 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、9 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地のため問題ありません。申請地の位置は、〇〇から東に、約 470m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が私道、北が水路です。申請実現の確実性として、既に転用済のため、確実です。条件・特記事項は特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第 5 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 5 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。 ——— 日程第8 議案第6号 ———
議 長	次に、日程第8、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から14番について、説明をお願いします。 まず、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は17ページから23ページでございます。今月の申請件数につきましては、14件であります。それでは、1番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、加治木町木田の田が3筆で、面積は2,323㎡で所有権移転となっております。農地区分は第3種農地で、転用目的は、宅地造成。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員13番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、13番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約500mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道・宅地、西が田、南が田畑・宅地、北が田・宅地です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、用・排水路の確保です。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としてしましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、2番につきまして、ご説明いたします。借人〇〇、貸人は、〇〇、申請地は、鍋倉の畑が1筆で、面積は305㎡で使用貸借権となっております。農地区分は第2種農地で、使用目的は、一般住

	宅1棟で実家に近い申請地に自己住宅を建築したいとのことです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員13番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、13番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地であり、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、北に、約360mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が畑・宅地、南が通路、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、3番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、脇元の畑1筆で、面積は8.36㎡で所有権移転となっております。農地区分は第3種農地で、転用目的は、通路。申請理由は宅地への通路が狭いためとなっております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員12番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、12番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約190mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が畑、北が畑です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、4番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、加治木町木田の田が1筆で、面積は

	4 9 6 m²で所有権移転となっております。農地区分は第3種農地で、転用目的は、宅地造成。申請理由は宅地造成2区画を予定しているとのことです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員9番委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、9番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約60mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が田、南が田、北が市道です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、5番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、宮島町の畑が2筆で、面積は303m²で所有権移転となっております。農地区分は第3種農地で、転用目的は、宅地造成。申請理由は宅地造成1区画を予定しているとのことです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員9番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、9番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約440mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が宅地・畑です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、6番について、事務局の説明を求めます。

事務局	それでは、6番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、平松の田が2筆で、面積は497㎡で所有権移転となっております。農地区分は第3種農地で、転用目的は、宅地造成。申請理由は宅地造成1区画を予定しているとのことです。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員5番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、5番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約330mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が里道、南が里道、北が水路です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、7番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、7番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、脇元の畑が1筆で、面積は422㎡で所有権移転となっております。農地区分は第3種農地で、転用目的・申請理由は、プレハブ倉庫の移設、駐輪場の設置、伐採した樹木置場に使用したいとのことです。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員9番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、9番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約190mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地・市道、西が宅地、南が宅地、北が宅地・畑です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、隣接する畑があるために通行承諾書を添付することとしています。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。

事務局	ここで補足いたします。ただいま 9 番農業委員からもありましたように、条件として、通行承諾書を添付することと現地調査委員から指示がありまして、既に提出・添付されていることをご報告いたします。
議 長	次に、8 番について、事務局の説明を求めます。 それでは、8 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、平松の田が 2 筆で、面積は 9 2 1 m² で所有権移転となっております。農地区分は第 3 種農地で、転用目的・申請理由は、申請地を買い受け、車両置き場の建設を行うためです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 5 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、5 番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地であり、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約 4 2 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が田、南が市道、北が田です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、9 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、9 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、脇元の田が 6 筆・畑が 2 筆で、面積は合計で 2, 9 9 2 m² で所有権移転となっております。農地区分は第 3 種農地で、転用目的は、山林です。申請理由は、申請地を買い受け、植樹を行い適切な自己管理を行うためです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 1 2 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、1 2 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地であり、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、北に、約 3 0 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が宅地・

	雑種地、西が里道、南が畑・雑種地、北が田・雑種地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、10番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、10番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、平松の畑が1筆で、面積は450㎡で所有権移転となっております。農地区分は第2種農地で、転用目的は、山林です。申請理由は、杉を植林し現場用に加工するため山林にするということです。なお、議案第4号の1と関連がある案件となっております。以上で説明を終わります。
議 長	本件につきましては、議案第4号の1番で、農業委員12番委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。
	次に、11番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、11番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、平松の田が3筆で、面積は820㎡で所有権移転となっております。農地区分は第3種農地で、転用目的は、宅地造成です。申請理由は、宅地造成の条件として揃っているので賃貸マンション用地として造成（1区画）をするとのことです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員5番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、5番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約520mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が田・県道、南が宅地・県道、北が田・宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。

議 長	次に、１２番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、１２番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、○ ○、譲渡人は、○○、申請地は、蒲生町下久徳の田が１筆で、面積は ４４５㎡で所有権移転となっております。農地区分は第２種農地で、 転用目的は、駐車場です。申請理由は、事務所・駐車場として使用す るとのことです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員４番に、調査の結果並びに補 足説明をお願いします。
委 員	はい、４番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、その 他の農地であり、問題はありません。申請地の位置は、○○から、南 西に、約２００ｍの位置です。ちょうどやすらぎの県道を挟んで道路 向かいです。被害防除現況としましては、東が田、西が雑種地、南が 田、北が県道です。申請実現の確実性としてしましては、記載が間違っ ておりました。融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項 は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び 一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見 であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、１３番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、１３番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、○ ○、譲渡人は、○○、申請地は、加治木町木田の田が１筆で、面積は ９８９㎡で所有権移転となっております。農地区分は第１種農地で、 令和６年１１月２６日付で農用地区域除外済みであります。転用目的 は、建売住宅です。申請理由は、事業継続のため、建売住宅５棟を建 築する目的です。なお、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案 件となっております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員９番に、調査の結果並びに補 足説明をお願いします。
委 員	はい、９番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第１ 種農地ですが、集落接続施設に該当するため問題はありません。申請 地の位置は、○○から、北に、約８００ｍの位置です。被害防除現況 としましては、東が市道、西が田、南が市道、北が田です。申請実現

	の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、14番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、14番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、平松の畑が6筆で、合計面積は843.48㎡で所有権移転となっております。農地区分は第3種農地で、転用目的は、宅地造成です。申請理由は、事業継続のため、宅地造成3区画を行うとのことです。なお隣接地の平松〇〇19.82㎡と合計で863.30㎡を一体利用で造成するとのことです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員12番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、12番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、北西に、約60mの位置です。ちょうどやすらぎの県道を挟んで道路向かいです。被害防除現況としましては、東が宅地、西が畑、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から14番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	議案6号の9なんですが、申請地まわりは宅地なのになぜ山林にするのか聞きたいです。
事務局	市内の30パーセントの土地を山林にする県の事業により補助を活用しながらこの土地に植林をしようとするものです。

委 員	周りの家の方々も OK しているわけですね。
事務局	緩衝地帯を 5 m 設けてありますので、問題ないと思われます。
委員	大丈夫といってももし被害が出た場合はどうするんですか。
事務局	添付してある被害防除計画に基づき譲受人に適切に対処していただくことになります。
委 員	分かりました。
委 員	議案第 6 号の 7 なんですが、補足説明でもありましたように通行承諾書を添付と、これは、私初めて聞いたんですけど、道路使用許可とは違うんでしょうか。
事務局	道路使用許可とは違います。敷地を通らないと工事ができない場合などに確約書としてもらうものです。
委 員	だれから承諾書をもらうんですか。
事務局	譲受人がその奥の畑の所有者からもらうものです。
委員	分かりました。
議 長	ほかにいらっしゃいますでしょうか
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 1 4 番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 1 4 番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、13 番につきましては、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。

		——— 日程第 9 議案第 7 号 ——— 議 長 次に、日程第 9、議案第 7 号、農地の利用目的変更届について、議題に供します。1 番と 2 番について、説明をお願いします。まず、1 番について、事務局の説明を求めます。 事務局 議案第 7 号、農地の利用目的変更届について、ご説明いたします。総会資料は 24 ページでございます。今月の申請件数につきましては、2 件となっております。それでは、1 番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇。申請地は、蒲生町下久徳の田が 1 筆、面積は 2,753 m²となっております。農地区分は、第 1 種農地です。変更後の使用目的は、畑です。耕作困難なため、盛土をして自家利用の畑にしたいとのことです。なお、特記事項としまして、境界確認と土砂流出の防止に努めることと条件を付して許可をしようというものです。以上で説明を終わります。 議 長 ただいまの説明に関連して、推進委員 4 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 委 員 はい、4 番推進委員です。調査報告いたします。農用地区域内農地です。申請地の位置は、〇〇から南東に約 730 m、被害防除現況は、東が市道・宅地、西が水路、南が田・宅地、北が農道です。申請実現の確実性としましては、営農計画書もあり、確実であります。条件および特記事項は、先ほどありましたように、境界確認と土砂流出の防止に努めること条件としまして、それとこの地域は中山間直払い制度の対象地域となっており、3 月場までは、変えないようにと条件を付してあります。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。 議 長 2 番について、事務局の説明を求めます。 事務局 それでは、2 番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇。申請地は、下名の田が 1 筆、面積は 110 m²となっております。農地区分は、第 2 種農地です。変更後の使用目的は、畑です。土地の形質は変えず、現状のまま畑として利用したいとのことです。以上で説明を終わります。
--	--	---

議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 14 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、14 番農業委員です。調査報告いたします。3 条許可であった畑と同じ畑でございます。申請地の位置は、〇〇から南に約 400 m、被害防除現況は、東が宅地、西が宅地、南が通路、北が宅地・山林です。申請実現の確実性としましては、営農計画書もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第 7 号、農地の利用目的変更届についての、1 番と 2 番について、質疑に入ります。
	質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	2 番で面積は、110 m ² と説明されましたが、資料には 362 m ² とありますが、どちらでしょうか。
事務局	2 筆で合計 362 m ² でした。すみません。誤りでした。
委 員	分かりました。
議 長	他にありますか。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 7 号、農地の利用目的変更届についての、1 番と 2 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 7 号、農地の利用目的変更届についての、1 番と 2 番については、原案のとおり承認することに、決定しました。

—— 日程第10 議案第8号 ——

議 長

次に、日程第10、議案第8号、非農地証明願について、議題に供します。1番と2番について、説明をお願いします。まず、1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第8号、非農地証明願について、ご説明いたします。総会資料は25ページになっております。今月の申請件数は2件となっております。1番につきまして、説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、寺師の田が1筆で44㎡です。農地区分は第2種農地、現況は宅地です。昭和46年10月1日に贈与を受けた時点で家屋が建っていたとのことで非農地証明願が提出しております。以上で説明を終わります。

議 長

ただいまの説明に関連して、農業委員14番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委 員

はい、14番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地です。申請地の位置は、〇〇から、北東に、約50mの位置です。被害防除現況としましては、宅地となってから53年ほどたっているとのことです。東が宅地、西が水路、南が宅地、北が水路です。非農地として認定する理由として、宅地となっても20年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。

議 長

2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

2番につきまして、説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、東餅田の田が1筆、畑が1筆合計507㎡です。農地区分は第3種農地、現況は住宅です。昭和48年7月30日に農地法の許可を取らずに一般住宅を建て、現在に至っており、今回非農地証明願が提出しております。以上で説明を終わります。

議 長

ただいまの説明に関連して、農業委員9番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委 員

はい、9番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地です。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約250mの位置

	です。被害防除現況としましては、東が転用許可地・宅地、西が水路、南が宅地、北が宅地です。非農地として認定する理由として、宅地となって20年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。条件および特記事項は、顛末書が添付されています。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第8号、非農地証明願についての、1番と2番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。議案第8号、非農地証明願についての、1番と2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第8号、非農地証明願についての、1番と2番については、原案のとおり承認することに、決定いたしました。
	———— 日程第11 ————
議 長	次に、日程第11、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）について、事務局からの報告を求めます。
事務局	〔事務局 説明〕
議 長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
	———— 日程第12 ————
議 長	次に、日程第12、農地利用集積計画（貸借）の合意解約について、事務局からの報告を求めます。

事務局	〔事務局 説明〕
議 長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、この案件も報告ですので、これで終わります。
	———— 日程第 13 ————
議 長	次に、日程第 13、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。
委 員	意見なし
議 長	事務局からは、何かありませんか。
事務局	非農地調査のお礼 令和 7 年度タブレット導入について あっせんについて 農地バンクあっせん等について 活動記録簿について 令和 7 年度総会等日程について 加治木町者の担当部署・蒲生庁舎の進捗状況について
議長	それでは、以上をもちまして、令和 7 年 1 月、始良市農業委員会総会を、閉会いたします。
事務局	姿勢を正してください。一同礼。

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____